

第6編 財務(大月都留広域事務組合ごみ処理手数料徴収に関する条例)

○大月都留広域事務組合ごみ処理手数料徴収に関する条例

改正 昭和 63 年 7 月 11 日条例第 4 号 (昭和 58 年 4 月 1 日条例第 2 号)
平成 14 年 12 月 1 日条例第 7 号 平成 12 年 3 月 3 日条例第 1 号
令和 6 年 7 月 23 日条例第 6 号 令和 6 年 2 月 13 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 228 条第 1 項の規定に基づき、ごみ処理に関する手数料の徴収に関し定めるものとする。

(手数料)

第 2 条 一般廃棄物の処分に関し、規則で定める搬入者から徴収するごみ処理に関する手数料は、次に定めるところによる。

区 分	手 数 料
10 キログラムにつき	170 円

(手数料の徴収)

第 3 条 前条の規定による手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(手数料の免除)

第 4 条 第 2 条の規定による手数料について、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料の一部又は全部を免除する。

- (1) 一般家庭から生活系のごみを持ち込んだ場合 全部を免除
- (2) 組合長の認めた公共施設等からのごみを持ち込んだ場合 全部を免除
- (3) 組合等を組織して適切にごみの管理を行う団体であり、組合を構成している大月市及び都留市の市長が認めるものがごみを持ち込んだ場合 全部又は一部を免除

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 63 年 7 月 11 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行し、大月都留衛生組合同規約の一部を改正する規約(昭和 63 年規約第 1 号)の施行の日から適用する。

附 則(平成 12 年 3 月 3 日条例第 1 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 12 月 1 日条例第 7 号)

この条例は、平成 14 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 2 月 13 日条例第 1 号)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 7 月 23 日条例第 6 号)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。